

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定。）

##### イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

##### ③ 出資金

##### ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

##### イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 ……移動平均法による低価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～65年

工作物 3年～60年

物品 3年～30年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（津市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
土地区画整理事業特別会計	特別会計	全部連結	—
住宅新築資金等貸付事業特別会計	特別会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計 （事業勘定）	特別会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計 （直診勘定）	特別会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療事業特別会計	特別会計	全部連結	—
市営浄化槽事業特別会計	特別会計	全部連結	—
農業集落排水事業特別会計	特別会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
工業用水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
駐車場事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
農業共済事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
三重県市町総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	（一般会計、共同研修特別会計、共同デジタル地図特別会計） 3.4483%

			(物品等入札参加資格特別会計) 5.45% (退職手当特別会計) 0% (消防救急無線特別会計) 6.90% (公平委員会特別会計) 0%
三重地方税管理回収機構	一部事務組合・広域連合	比例連結	10.403%
三重県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	(一般会計) 14.3496% (特別会計) 16.1959%
津市土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
公益財団法人津市社会教育振興会	第三セクター等	全部連結	—
津駅前都市開発株式会社	第三セクター等	全部連結	—
株式会社伊勢湾ヘリポート	第三セクター等	全部連結	—
株式会社まちづくり津夢時風	第三セクター等	全部連結	—
株式会社津センターパレス	第三セクター等	全部連結	—
株式会社津サイエンスプラザ	第三セクター等	全部連結	—
青山高原保健休養地管理株式会社	第三セクター等	全部連結	—
社会福祉法人津市社会福祉事業団	第三セクター等	全部連結	—
社会福祉法人津市社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

① 特別会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間

内に当該規定等を適用するものに限ります。)については、連結対象団体(会計)の対象外と  
しています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合  
があります。

モーターボート競走事業特別会計	企業債残高	1,336 百万円
	他会計繰出金	100 百万円
簡易水道事業特別会計	企業債残高	3,916 百万円
	他会計繰入金	410 百万円

- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としてい  
ます。
- ③ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体(出資割合等が 50%以下であっても業  
務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象として  
います。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等  
については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出  
資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対  
象としていない場合があります。

## (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、  
出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としてい  
ます。

## (3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## (4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

### ア 範囲

すべての普通財産

### イ 内訳

<u>事業用資産</u>	<u>10,977 百万円</u>
土地	7,713 百万円
立木竹	2,560 百万円
建物	581 百万円
工作物	103 百万円
船舶	0 百万円

物品 19 百万円

平成 29 年 3 月 31 日時点における貸借対照表上の簿価を記載しています。